

## 仮想通貨と税制

東京財団政策研究所 研究主幹  
中央大学 法科大学院 特任教授 **森信 茂樹**

1年間に20倍近くも高騰したり、交換所から大量流出事件が起きるなど、ホットな話題を提供している仮想通貨だが、先ごろ行われたG20蔵相会議では議論の結果、議長声明として以下のように記述された。

「我々は、暗号資産 (crypto-assets) の基礎となる技術を含む技術革新が、金融システムの効率性及び包摂性及びより広く経済を改善する可能性を有していることを認識する。しかしながら、暗号資産は実際、消費者及び投資家保護、市場の健全性、脱税、マネーロンダリング、並びにテロ資金供与に関する問題を提起する。暗号資産は、ソブリン通貨の主要な特性を欠いている。」

つまり議長声明では、仮想通貨 (virtual currency) という用語を避け暗号資産 (crypto-assets) という用語を使い、さらには「ソブリン通貨の主要な特性を欠いており」として通貨として取り扱うことを明確に否定した。「仮想通貨」は、通貨の基本的性格とされる3要件である、支払い手段、価値の尺度、価値の貯蔵手段のうち、価値が乱高下し安定性に欠け価値尺度としての機能を果たさず通貨とはいいがたい、ということであろう。

一方金融庁は、マウントゴックス事件を経て、18年4月施行の改正資金決済法により、仮想通貨を次のように定義した。「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転・交換することができるもの」、つまり、「代価の弁済のために」「不特定多数の者に使用することができ」「財産的価値であること」「相互に交換できること」を仮想通貨の要件とした。

このような「仮想通貨」をめぐる議論が税制面での取扱いにも影響を及ぼしている。消費税法上は、「仮想通貨」の使用が「支払いの手段」として行われているという実態を踏まえて、他の非課税となる商品券などと同様、消費税非課税取引とされた。これは「通貨」扱いとしたわけではない。

所得税法上は、17年12月に国税庁の見解が公表され、「仮想通貨」の売却や使用による損益は、原則として雑所得に区分され、総合課税の対象となった。これは、日本円と外貨を交換した際に生じる為替差益と同じ扱い

---

で、所得税法33条の譲渡所得の対象となる資産にはあたらないということでもある。

この取扱いを、(一定の) FXなど先物取引の税制と比べると、雑所得となる点では同じだが、租税特別措置により20% (国税・地方税) の税率での分離課税が適用される点で異なる。その理由は次の2つといわれている。

第1に、先物取引は、価格変動リスクヘッジの機能があり、公平で透明な価格指標の提供という一定の役割を負っているということである。第2に、この役割を負っている金融商品を取引することが、幅広い投資家の参加を促すことにつながり、国民経済の観点から重要であると評価されていることだ。

「仮想通貨」は現在、一部の者の投機対象

商品となっており、これではFXと同様の税制は無理である。まずは、公正で透明な価格形成が行われるために、インサイダーや相場操縦などの不公正取引を防止する法的な手当てがある金商法で、金融商品に位置付けられることが必要ではないか。さらに、政策的な意義を評価して税制優遇(分離課税)をする租税特別措置の適用を受けるためには、広く一般投資家が参加するような金融商品になるということが条件となる。今回新たに業界団体が統一されたことから、2つの条件を満たすべく努力を積み重ねていけば、FXなど先物取引と同じ税制上の取扱いが得られるのではないか。